

事業の概要

担当課：都市整備課

事業名	街路づくり事業	事業主体	栃木県
-----	---------	------	-----

事業箇所	宇都宮都市計画道路3・4・306号中郷八木岡線 荒町工区 真岡市荒町～真岡市田町
------	---

事業の目的、事業発案の経緯・背景：
 本都市計画道路は、真岡市中郷地区を起点とし、真岡市の中心市街地を通り、八木岡地区において国道294号につながる、都市の骨格を形成する重要な路線であるとともに、周辺には二次救急医療機関である芳賀赤十字病院、小学校や市役所等が存在し、日常生活に欠かせない路線である。
 しかしながら、本事業区間は、真岡小学校の通学路であるにもかかわらず、狭隘で歩道が未整備であり、道路敷地内に立ち並ぶ電柱が歩行者の通行の支障となることで、車両と歩行者が混在し、通学する児童等が危険にさらされており、災害発生時には、電柱の倒壊による交通障害等が発生するおそれもある。
 このため、本事業により、現道を拡幅し、歩道を設置することで、安全で円滑な通行空間を確保するとともに、電線類を地中化することにより、都市防災機能の強化を図る。
 また、本事業区間を含めた真岡市の中心市街地においては、不整形で利用しにくい宅地や空き地、狭隘な道路が残っており、日常生活に不便をきたしていることから、真岡市はまちなか居住を促進するために「中心市街地リノベーション事業」を進めているところであり、本事業区間については、この「中心市街地リノベーション事業」と一体となり、真岡市中心市街地の活性化に寄与するものである。

事業内容：
 ・都市計画道路3・4・306号中郷八木岡線と整合した、現道を拡幅する計画である。

・総延長：340m
 ・計画交通量：4,600台/日
 ・道路区分：第4種第2級
 ・車線数：2車線
 ・標準幅員：16.0m（車道3.0m×2、歩道3.5m×2、自転車通行帯1.5m×2）

事業予定期間	令和6年度～令和12年度（予定）	事業見込額	総事業費 約11億円
--------	------------------	-------	------------

事業概要図：別紙記載

県計画への位置付け：
 ・「県土づくりプラン2021」：重点施策「誰もが安全で安心して利用できる道づくり」として位置づけられている。
 ・「とちぎ道づくりプログラム」：地域を支える交通ネットワークの充実・強化として位置づけられている。
 ・「栃木県無電柱化推進計画」：安全・円滑な交通確保の観点から必要な道路として位置づけられている。
 ・「栃木県国土強靱化地域計画」：幹線道路の無電柱化箇所として位置づけ予定である。（R5年度末）
 ・「宇都宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」：拠点区間や周辺地域との移動や連携の促進を図る都市内連携軸に位置づけられている。

他計画・他事業との関連：
 ・「真岡市都市計画マスタープラン」：都市交流軸に位置づけられている。
 ・真岡市「中心市街地リノベーション事業」：H29～

事業の概要

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">評価の視点</p>	<p>1. 事業の必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の骨格を担う道路として、都市計画決定された道路である。 ・道路が狭隘で歩道が未整備であり、道路敷地内に立ち並ぶ電柱が歩行者の通行の支障となっていることから、歩行者、自転車及び自動車の安全で円滑な通行空間を確保する必要がある。 ・災害発生時において、電柱の倒壊による交通障害等が発生するおそれもあることから、電線類を地中化することで、都市防災機能の強化を図る必要がある。 ・「中心市街地リノベーション事業」と一体となり、本事業を進める必要がある。
	<p>2. 事業の適時性 (今、事業に着手する理由等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・街路事業の実施により残された宅地等が不整形や空き地になるなど、中心市街地での居住性や景観が損なわれる懸念があったが、本事業区間については、街路づくり事業と一緒に、真岡市が「中心市街地リノベーション事業」に取り組み見込みがついたことから、令和6年度より本事業に着手する。
	<p>3. 事業の適地性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート等は都市計画道路3・4・306号中郷八木岡線と整合した計画である。
	<p>4. 事業手法の適切性 (県が事業主体となる理由等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県道つくば真岡線であり、道路管理者として県が事業を実施する。
	<p>5. 事業により予想される効果及び影響</p> <p style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・機能的な効果 ・経済的な効果 ・他計画、他事業への波及効果 ・環境への影響など </p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道路拡幅、歩道の設置を実施することで、自動車、歩行者及び自転車の安全で円滑な通行空間が確保される。 ○無電柱化を実施することで、都市防災機能の強化が図られる。 ○「中心市街地リノベーション事業」と一体となり本事業を進めることで、真岡市中心市街地の活性化に寄与する。
	<p>6. 事業コスト縮減等の可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化の低コスト手法（浅層埋設、小型ボックス等）の活用によりコスト縮減を図る。 ・再生材の利用や建設発生土の公共工事間流用に努め、コスト縮減を図る。 ・「中心市街地リノベーション事業」と一体で事業を進めることで、円滑な用地交渉が見込まれる。
<p>事業の対応方針(案)</p>		<p>本事業については、令和6年度より着手する。</p>



栃木県公共事業事前評価 自己評価書

【県土整備部 街路事業】

事業名	街路づくり事業
事業箇所	宇都宮都市計画道路 3・4・306号中郷八木岡線 荒町工区 真岡市荒町～田町 L=340m
事業主体	栃木県
事業担当課	県土整備部 都市整備課

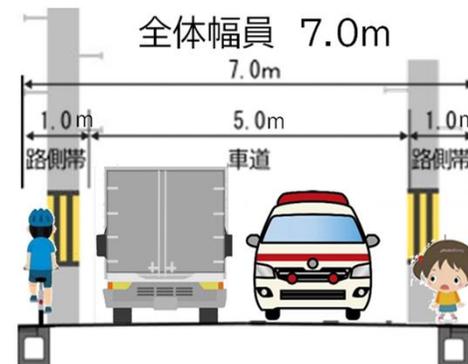
I 事業の概要

【目的、事業発案の経緯・背景】

- ・本事業区間は、真岡小学校の通学路であるにもかかわらず、狭隘で歩道が未整備であり、道路敷地内に立ち並ぶ電柱が歩行者の通行の支障となることで、車両と歩行者が混在し、通学する児童等が危険にさらされており、災害発生時には電柱の倒壊による交通障害等が発生するおそれもある。
- ・本事業により、現道を拡幅し、歩道を設置することで、安全で円滑な通行空間を確保するとともに、電線類を地中化することにより、都市防災機能の強化を図る。
- ・真岡市はまちなか居住を促進するために「中心市街地リノベーション事業」を進めているところであり、本事業区間については、この「中心市街地リノベーション事業」と一体となり、真岡市中心市街地の活性化に寄与するものである。



現況横断面



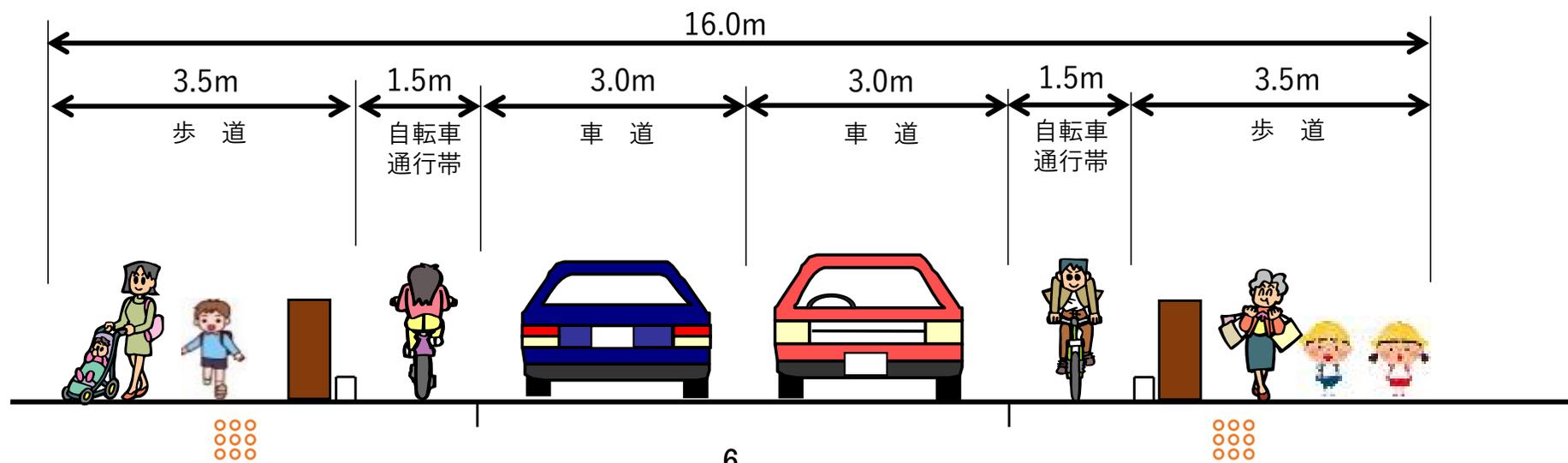
I 事業の概要

【内容】

都市計画道路 3・4・306 号中郷八木岡線と整合した、現道を拡幅する計画である。

- ① 総延長 : 340 m
- ② 計画交通量 : 4,600 台/日
- ③ 道路区分 : 第4種第2級
- ④ 車線数 : 2車線
- ⑤ 標準幅員 : 16.0 m
(車道3.0m × 2、歩道3.5m × 2、自転車通行帯1.5m × 2)

【標準横断図】



I 事業の概要

【予定期間】

令和6年度～令和12年度

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
測量設計	←→						
用地取得		←→					
工事実施				←→			

【見込額及び内訳】

総事業費：約11億円（国費：55%、県費：45%）

測量設計費	約 1 億円
用地補償費	約 7 億円
工事費	約 3 億円

I 事業の概要

【県計画への位置付け】

- 「県土づくりプラン2021」：重点施策「誰もが安全で安心して利用できる道づくり」として位置づけられている。
- 「とちぎ道づくりプログラム」：地域を支える交通ネットワークの充実・強化として位置づけられている。
- 「栃木県無電柱化推進計画」：安全・円滑な交通確保の観点から必要な道路として位置づけられている。
- 「栃木県国土強靱化地域計画」：幹線道路の無電柱化箇所として位置づけ予定である。（R5年度末）
- 「宇都宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」：拠点地区間や周辺地域との移動や連携の促進を図る都市内連携軸に位置づけられている。

【他計画・他事業との関連】

- 「真岡市都市計画マスタープラン」：都市交流軸に位置づけられている。
- 真岡市「中心市街地リノベーション事業」：H29～

【評価の視点】

1. 事業の必要性

- 都市の骨格を担う道路として、都市計画決定された道路である。
- 道路が狭隘で歩道が未整備であり、道路敷地内に立ち並ぶ電柱が歩行者の通行の支障となっていることから、歩行者、自転車及び自動車の安全で円滑な通行空間を確保する必要がある。
- 災害発生時において、電柱の倒壊による交通障害等が発生するおそれもあることから、電線類を地中化することで、都市防災機能の強化を図る必要がある。
- 「中心市街地リノベーション事業」と一体となり、本事業を進める必要がある。



Ⅱ 事業の評価

【評価の視点】

<p>2. 事業の適時性 (今事業の着手する理由等)</p>	<ul style="list-style-type: none">街路事業の実施により残された宅地等が不整形や空き地になるなど、中心市街地での居住性や景観が損なわれる懸念があったが、本事業区間については、街路づくり事業と一緒に、真岡市が「中心市街地リノベーション事業」に取り組む見込みがついたことから、令和6年度より本事業に着手する。
<p>3. 事業の適地性</p>	<ul style="list-style-type: none">ルート等は、都市計画道路3・4・306号中郷八木岡線と整合した計画である。
<p>4. 事業手法の適切性 (県が事業主体となる理由等)</p>	<ul style="list-style-type: none">県道つくば真岡線であり、道路管理者として県が事業を実施する。

【評価の視点】

5. 事業により予想される効果及び影響

- ・機能的な効果
- ・経済的な効果
- ・他計画、他事業への波及効果
- ・環境への影響など

- ・道路拡幅、歩道の設置を実施することで、自動車、歩行者及び自転車の安全で円滑な通行空間が確保される。
- ・無電柱化を実施することで、都市防災機能を強化が図られる。
- ・「中心市街地リノベーション事業」と一体となり本事業を進めることで、真岡市中心市街地の活性化に寄与する。

Ⅱ 事業の評価

【評価の視点】

<p>6. 事業コスト縮減等の可能性</p>	<ul style="list-style-type: none">• 無電柱化の低コスト手法（浅層埋設、小型ボックス等）の活用によりコスト縮減を図る。• 再生材の利用や、建設発生土の公共工事間流用に努め、コスト縮減を図る。• 「中心市街地リノベーション事業」と一体で事業を進めることで、円滑な用地交渉が見込まれる。
------------------------	--

【事業の対応方針（案）】

本事業については、令和6年度より着手する。